

10回
令和2年第 総会
10月

白井市農業委員会会議録

令和2年10月8日 開会

令和2年10月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年10月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 10月21日水曜日
- ・事前審査会(案) 10月30日金曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 11月6日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年10月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

田んぼの稲刈り、梨の出荷作業等も、今年は台風等の被害もなく無事終了されたということで、本当によかったと思っております。

また、今発生しております台風14号については、今後の進路が心配されるところでありますが、被害の出ないことを祈っております。

それから、今月の15日から始まります農地パトロール等につきましては、委員の皆様方の御協力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和2年10月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、海老原 清委員、1番、伊藤 治委員を指名します。
説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので
提出いたします。

令和2年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、下の資料を御覧ください。

1番につきましては、十余一字平塚道南の1筆となっております。

地目、現況ともに畑で、地積は330平方メートルとなっております。

権利者につきましては、資料に記載のとおりでございますが、経営面積については、
52アールとなっております。

義務者については、記載のとおりでございます。

事由につきましては、贈与によります所有権移転となっております。

続きまして、2番についてでございますが、十余一字平塚道北の2筆となっております。

地目、現況ともに畑となっております、地積の合計は806.04平方メートルです。

権利者については、1番の方と同じ方となっております。

経営面積は52アールです。

義務者については、記載のとおりでございます。

事由につきましては、使用貸借権の設定となっております。

続きまして、3番、神々廻字前田の1筆となっております。

地目、現況ともに田でございます。

地積については、1,077平方メートルとなっております、権利者については、記
載のとおりでございます。

経営面積は121アールとなっております、義務者についても、資料に記載のと
おりでございます。

事由については、売買によります所有権移転となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員

2班班長、今井です。

議案第1号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者本人と義務者御夫婦が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

義務者の方が、もともと相続で受けたとして、野田市の自宅から通って耕作をしていましたが、高齢となり、来年には運転免許も返納するつもりなので、この土地を返そうと思い、今回の申請に至ったそうです。

申請地の現状についてですが、きれいに耕作されていました。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台です。

労働力は、近くに住む娘さんと2人です。

年間従事日数は230日、農作業歴は55年で技術力もあります。

面積要件ですが、2番で報告する面積と合わせて50アールをクリアしています。

以上の調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、2番について報告いたします。

資料は2番です。

当日は、権利者本人と義務者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状は、きれいに作付されていました。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについては、1番で報告したとおりで、何ら問題ないものと考えます。

続きまして、3番について報告いたします。

資料は3番です。

当日は、権利者本人、義務者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東に約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状は、きれいに耕してありました。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機2台、スプレイヤー1台、トラクター1台、大型の草刈り機1台、トラック1台で、コンバイン等がないようなのでお聞き

したところ、米の収穫作業は人に頼んでいるそうです。

労働力は、世帯員が3人で、3人とも農業に従事しています。

年間従事日数は150日、農作業歴も45年です。

面積要件においても、下限面積の50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番について、山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 十余一地区担当、山崎です。

1番と2番について、権利者の方にお話を伺いました。

まず、1番の義務者の方ですが、権利者の旦那さんの妹さんということですが、経緯についてですが、聞きますと、今まで野田市から車で今回の申請農地まで行っていたそうですが、高齢となり、車の運転も大変になってきたということと、義務者の子供さんも農業はやらないということで、親戚である権利者に贈与するということになったそうです。

2番目についてですが、2番目の義務者の方は権利者の娘さんということで、現在2人で農作業をされているということで、何ら問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

3番の件なのですけれども、義務者において、92歳という方です。

4年前まで水稻を作付しているのですけれども、高齢ということで、もうできないということで、たまたま昨年、権利者が下2枚の田んぼを購入した、その上という田んぼの中で、2人で話し合った中で折り合いがついたと。

権利者においては、昨年購入した田んぼ2枚ですけれども、ちゃんと栽培しているということで何ら問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

1番と2番の方の件なのですが、権利者の方の息子さんという方は、47歳になっているのですが、農業に関しては一切関係ないのでしょうか、やらないのでしょうか、今後のこととか。

笠井会長 山崎委員。

山崎雅巳委員 山崎です。

日数的には書いていないのですが、トラクターの耕うんとか、ちょっとした野菜はやっているようなのですけれども。

まだ将来やるかどうかは分かりません。

芦田恵子委員 ありがとうございます。

笠井会長 よろしいですか。

芦田恵子委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番、2番については、関連がありますので一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

笠井会長 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、1番についてでございます。

根字井戸作の1筆でございます、地目、現況ともに畑となっております。

地積は470平方メートルでございます。

権利者及び義務者については、資料に記載のとおりでございます。

申請事由につきましては、分家住宅への転用を伴う使用貸借権の設定となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第2号、5条申請に係る調査報告を行います。

資料は4番です。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の妻が代理人として出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南西に約1.5キロメートルに位置しております。

進入路については、隣接地の方より進入路分の使用承諾を受け、確保されております。

農地区分としては、第一種農地であります、農地法施行規則第33条第4号に該当するため、例外的に許可できるものとされています。

転用目的ですが、分家住宅。

現在は、権利者夫婦と子供1人で義務者の家に同居していますが、今後子供が増えることも予想されるため、当該申請地に分家住宅を建築したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は分家住宅用地ということですが、申請面積は470平方メートルであり、面積妥当と思われま。

資金は借入金にて賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま。申請地は平坦地のため、整地のみを行い、隣地に対する被害防除計画としては、土堰堤を設置して、土砂の流出を防止する計画となっております。

また、周囲にネットフェンスを設置し、工事車両の出入りには十分注意をいたします。

飲料水は新たに井戸を新設し、雨水は浸透ますを設置して、敷地内で浸透処理します。

汚水雑排水は、合併浄化槽を経由して、市道排水施設へ放流いたします。

隣接農地所有者からも異議等はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われ
ます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方
で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 根地区担当農業委員の伊藤です。

権利者の方と隣接地土地所有者の方にお話を伺いました。

まず、資金の差額があるのですが、こちらは4の14ページの5にあります、こちら
で新設井戸を掘る必要がある場合に、こちらの資金を、差額を充てたいと予備費とし
て余分に計上したそうです。

また、こちらの敷地延長部分についてなのですけれども、こちらのほうは権利者
の方と隣接地土地所有者の方に伺ったところ、事業計画書に譲渡とありますが、こちらは
お互いに等価交換する意向であるとのことで訂正をされました。

こちらの申請についてですが、今後、折を見て申請するよう促しました。

また、申請地の周辺の義務者の農地なのですが、老木や雑草が高くなっている
ので、この機会にきれいにして耕作するよう、お願いいたしました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に
入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号
農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付
して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし
ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページにつきましては、白井市長から農業委員会宛ての協議文となっております。続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらが集積計画の一欄表になっておりますので、御説明をいたします。

まず、1番についてでございますが、利用権を設定する農用地につきましては、富塚字大下ジタの2筆で、地目は田んぼとなっております。

利用権の設定面積は、2筆の合計で3,916平方メートルとなっております。

設定する利用権につきましては賃貸借権で、内容は稲作となっております。

期間は5年で、賃料及び支払方法は、記載のとおりとなっております。

続いて、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、また経営面積につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

この案件につきましては、継続の案件でございます。

続きまして、2番でございます。

利用権を設定する農用地につきましては、名内字塚田の6筆となっております。

地目は、畑となっております。

利用権設定面積は、6筆の合計で3,069平方メートルとなっております。

設定する利用権は使用貸借権で、内容は普通畑、期間については3年となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積につきましては、記載のとおりとなっております。

こちらの案件も継続となっております。

続きまして、3番になります。

利用権を設定する農用地につきましては、富塚字追堀の1筆で、地目は畑です。

利用権設定面積は、836平方メートルとなっております。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は普通畑、期間については5年となっております。

賃料及び支払方法については、記載のとおりとなっております。

利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、経営面積、こちらにつきましては、記載のとおりとなっております。こちらの案件は新規となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

笠井会長

ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員 中・富塚地区担当の山崎でございます。

説明いたします。

権利者につきましては、電話で確認したところ、会社勤めをしていますが、休日等を利用して、以前申請をして許可をいただいた農地を管理しているようです。

共同経営者が1人いまして、農機具に関しては、24馬力のトラクターを1台所有しているとのことです。

このたびの申請地と、以前申請された、許可をいただいている農地ともに見に行ったところ、きれいに耕うんしてあり、やる気は感じられました。

ちなみに、前回の申請地同様、今回の申請地もブルーベリーを作付するようです。年明けにも定植したいと申しておりました。

以上、権利者の報告です。

次に、義務者ですが、本人が高齢のため、実の娘さんに管理を任せておりますが、農業をされていけませんので管理に困っていらして、以前に貸出しをされた農地の近くに、今回の申請地があるため、貸出しを了解されたようでございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願がありましたので提出いた

します。

令和2年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、1番になりますけれども、特例農地の適用を受けようとする農地等につきましてでございます。

河原子字大割の4筆となっております。

地目は、山林が3筆、畑が1筆となっております。

現況については、全て畑となっております。

地積につきましては、合計で1万4,232.31平方メートルとなっております。

相続人及び被相続人は、資料に記載のとおりでございます。

経営面積については、262アールとなっております。

申請事由につきましては、相続税の納税猶予を受けるためとなっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の補足説明はございます。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 河原子担当の農業委員の今井です。

申請者は、長年、梨栽培に意欲的に取り組んでおりまして、大型選果場の組合員としても信頼される人物であります。

今後も農業に従事していくものと思われま。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局の岡田です。

資料の7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

次のページをお開きいただきたいと思います。

8ページから9ページにかけてが専決処分書となります。

まず、①につきましては、農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件となっております。

②につきましては、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出が3件です。

専決処分については、以上となります。

中村教男委員

すみません、ちょっといいですか。

事務局

はい。

中村教雄委員

2番の2、義務者が4名ほどおられるのですが、真ん中の鎌ヶ谷市の道野辺本庁の「庁」が違いますよね、これ、間違いですよね。

事務局

大変失礼いたしました、はい。

「町」ですね。

本庁の「庁」について、これは間違いでございます。

「町」になります。

ありがとうございます。

大変失礼いたしました。

専決処分についての説明は以上です。

それでは、表紙の次第にお戻りいただきたいと思います。

4の(2)のところ、その他のところですが、11月の事前審査会と総会の日程について申し上げます。

申請受付の締切りが10月21日の水曜日。

事前審査会につきましては、10月30日金曜日。

担当については、1班が担当となりまして、時間は午前9時から、本庁舎2階災害対策室の2ということで、こちらの会場となります。

総会につきましては、11月6日金曜日、午後4時から、同様にこちらの会場で開催をいたします。

事務局からは以上です。

笠井会長

本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人